静岡市葵区 PR キャラクター「あおいくん」着ぐるみ等貸出要領

1 目 的

葵区の様々な魅力を伝えることを目的として作製された葵区 PR キャラクター「あおいくん」の着ぐるみ及び愛犬ワサビの模型(以下「着ぐるみ等」という。)の貸出について必要な事項を定めるものとする。

2 貸出物品

貸出を行う物品は次のとおりとする。

- (1) あおいくん着ぐるみ1セット (頭部、スーツ、靴、手袋、保管ケース・袋)
- (2) 愛犬ワサビ模型 1 セット (模型、保管ケース・袋)

3 貸出基準

着ぐるみ等の貸出の対象となる催しもの等の基準は、次のとおりとする。なお、着ぐるみ等が著しく汚損されるおそれがある使用条件の場合は貸出を行わない。

- (1) 市民等が主催する公益性のあるイベント等で、葵区の魅力を伝える目的であるもの 公益性の判断として、以下の基準全てを満たすもの
 - ア 誰でも参加できる
 - イ 参加料(出店料等)が無料
 - ウ 特定の企業・政党・宗教団体等の利益(集客・勧誘)のためではない ただし、公共団体・公共的団体、※学校教育法の規定による学校及び※児童福祉 法の規定による児童福祉施設が主催するものについてはこの限りでない。
- (2) 国、静岡県、市又はこれらの機関が主催し、共催し、又は後援する公演、イベントその他の催しもの
- (3) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用する場合
- (4) 出版社、旅行会社等が観光パンフレット、旅行雑誌等へ掲載するために使用する場合(市への誘客効果が期待できるとき)
- (5) 公益上の観点から使用することが適当であると認められるとき

4 貸出申込

着ぐるみ等の貸出を受けようとする者は、貸出を受けようとする日から起算して7日前までに、物品借用申請書(静岡市物品管理規則様式第13号)を葵区役所地域総務課に提出するものとする。

5 貸出の承認

葵区役所地域総務課は、申込が適当と認められるときは、物品貸付許可書(静岡市物品管理規則様式第14号)により、適当と認められないときは、申込をした者に通知する

ものとする。

6 着ぐるみ等の受領及び返却

- (1) 借用者は、原則として葵区役所地域総務課から着ぐるみ等を直接受け取り、使用後は、責任を持って速やかに返却するものとする。
- (2) 貸出に伴う搬入及び搬出は、借用者が行うものとする。

7 貸出期間

貸出期間は使用日前2日以内から使用後2日以内までの期間とする。また、一度の使用日数は連続7日以内とする。ただし、クリーニングして返却する場合は、この限りでない。

8 損害の負担

- (1) 借用者の故意又は重大な過失により着ぐるみ等を損傷させた場合は、借用者は修繕費用等を負担するものとする。
- (2) 着ぐるみの借用者が、着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えたときは、借用者が、その損害賠償の責任を負うものとする。
- (3) 着ぐるみの使用により、借用者が被った被害に対しては、静岡市は一切その責めを負わない。

9 禁止事項

- (1) 借用者は、着ぐるみ等を第三者に転貸してはならない。
- (2) 借用者は、着ぐるみ等を承認された目的以外で使用してはならない。

10 管理及び事務の取扱い

着ぐるみ等の管理及びこの要領に関する事務の取扱いは、葵区役所地域総務課とする。

11 雑則

この要領に定めるもののほか、着ぐるみ等の貸出に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年2月1日から施行する。
- この要領は、平成26年7月1日から施行する。
- この要領は、平成26年10月1日から施行する。

※ 学校教育法の規定による学校

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び 幼稚園

※ 児童福祉法の規定による児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

着ぐるみ等の使用及び使用後の手入れに関する注意事項

- 1 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- 2 会場の気温、天候等を考慮し、水分補給や頸部等の冷却など、十分な暑さ対策をすること。 また、 長時間着用する場合は適宜休憩をとるなど、無理のない着用をすること。
- 3 雨天時は、屋外で使用しないこと。
- 4 マスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。また、公衆の面前で の着脱は行わないこと。
- 5 着ぐるみを着用すると視野が狭まり、音声も聞き取りにくくなるので、安全対策のため、必ず 補助者をつけること。
- 6 使用後は、手袋、ズボンは裏返しにして、風通しのよいところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- 7 着ぐるみは柔らかい素材でできているので、型くずれしないよう取り扱いに留意すること。特に動きの激しい利用を避け、輸送、保管の際の置き方には十分注意すること。

着用に際し、下記のものを準備してください。

長袖・長ズボンの上下(ジャージ等)、軍手、手ぬぐい(ヘルメット用) 必要に応じて、首、脇の下等への冷却材 いずれも清潔なものを準備し、着用してください。

着ぐるみはクリーニングが非常に高価で、なおかつ難しいものです。(大きさ、色落ち等) 次の利用者が快適に利用できるよう、最大限配慮してください。